

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第二号

昭和二十六年十二月十四日(金曜日)午後二時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
結城 安次君

委員 中川 以良君
松本 昇君
加藤 正人君
山川 良一君
佐多 忠隆君
小松 正雄君
島 清君
境野 清雄君
西田 隆男君
栗栖 越夫君
中村 純一君

委員外議員

衆議院議員

政府委員

通商産業省通
商企業局長
事務局側

常任委員
会専門員
会専門員

説明員

大蔵省主税
局税制課長 泉 美之松君
大蔵省管財
局総務課長 小林 英二君
中小企業庁
指導部長 小出 榮一君

本日の會議に付した事件
○企業合理化促進法案(衆議院提出)
(第十二回国會議決)

○委員長(竹中七郎君) 通産委員会を開きます。昨日までにおきまして、連合委員会が済みまして、本委員会独自の立場におきまして質問をいたしたいと思ひますが、どうか委員のかたがたから御質問願ひます。それから皆様にお諮りいたしますが、委員外にいて質問をしたいというかたがお二人おられます。栗栖越夫君に波多野鼎君で、来られましたら発言を許しても御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、さう適當のところと計らいます。ではどうぞ。

○加藤正人君 これはもう一昨日、昨日で大分御質問があつたのでございませうが、どうもまだ私ははつきり徹底しませんが、第六條の、「重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者」と、こういうのであります。それは基礎産業といふようなお話でありました。が、はつきりと業種がきまつておられるのであります。その点をちよつと。

○衆議院議員(中村純一君) これはたびたびお尋ねを受けておるのでございませうが、いわゆる基礎産業といふものは、これはまあ無論第一に取上げて考へなければならぬと考へておりませう。併しながらいわゆる基礎産業でな

くとも、その産業が国民生活の上から見まして、或いは経済生活全般を通じてまして広い影響を持つような種類の産業につきましては、これ又できるだけ取上げて参りたいと考へておるわけでございます。而してそれじやどういふものが取上げられるかといふことにつきます。これはそれ／＼の産業所管庁におきまして、これはこうしたい、あれはあしたいといふいろいろの意見もあり、又業界としまして、それ／＼希望が随分あることと思つてあります。それをそれ／＼所管の産業庁において意見を立てまして、大蔵省とまあ折衝をいたしておる現段階でございます。従ひまして、今日はつきりしたことをまだ申し上げかねる実情にあるのでございませうが、昨日でありましたか、通産省からお答えを申したと思うのであります。が、産業所管庁は随分あります。が、まあ何と言つても通産省が一番大株主でございませう。通産省所管の産業関係といたしまして、通産省としてはどの程度に考へておるかという程度のことならば、これは申上げられるかと思つてあります。

○加藤正人君 それじや通産省にお伺ひいたしますが、抽象的のことを言つておられます。困りやうから申しますと、きり申しますが、例えば繊維工業の中の化学繊維工業といふものはどうなりますか。

○政府委員(石原武夫君) 只今通産省でいろいろ考へておられますのは、昨日も申上げましたのですが、今お尋ねの

繊維工業の中では、我が国の繊維工業中一番遅れており、従つて急速に近代化する必要があるといふことで只今考へておりますのは、染織工業といふのを一応繊維工業の業種としては考へておるわけでありませう。

○加藤正人君 そういたしますと、化学繊維そのものの製造はお考へになつておらんといふことですか。

○政府委員(石原武夫君) 只今のところ考へておりませう。

○加藤正人君 そうすると考へてもらうわけには行きませうか。

○政府委員(石原武夫君) これは我々のほうとしても、各業種とも非常に希望は多いのでございませうが、省内でもいろいろ検討いたしまして、大蔵省のほうの財政的理由からできるだけ業種を絞つてくれという希望もございませうので、さうな意味で、一応繊維工業といたしまして染織工業といふような業種を選ぶといふことにいたしましたわけでありませう。

○加藤正人君 そうすると、これは通産省独自の見解で一方的にきめてしまふといふことに受取つて差支えないものでしょうか。

○政府委員(石原武夫君) これはもとより通産省だけでやるというわけではございませう。勿論大蔵省も当然関與されるわけで、むしろ例の短期償却の対象になりますので、従来の税法の考へから行けば、むしろ大蔵省がそれ一番近いような形になるわけであつて、通産省だけできめるというわけでは

はありませうが、そういう関係のところとに相談してきめるわけでありませう。

○加藤正人君 そうしますと、それで減税になる程度によつて、事の重要性如何を問はず、減税の程度と見合つてきめるといふわけですか。

○政府委員(石原武夫君) 通産省としては非常に希望はたくさん……、その他の省についてもありますが、最後にきめるときには、事の重要性と、それから財政収入に及ぼす影響と両方睨み合つてきめるといふわけですね。

○加藤正人君 その重要性と申しますと、私は議論があるのです。染織だけでこれが重要だといふことは言へんと私は思ふ。だからして、それはその収入の減するといふことによつて、こゝろ歪曲されたと言つてはどうかと思ひますが、その運命付けられたと見るわけであつて、この法案の根本の狙いをさういふことによつて多少犠牲にされたといふことだと私は思ひます。大体この問題は相当結構な狙ひと思つてあります。が、総額たか／＼十五億円程度であつては、さう大したことはできません。思ひます。併しながらおおよそ三カ年を目標としておるといふことであります。その期間中でも予算措置を以て十五億円以上に更に積極的にお殖やしになるという考へはあるのかどうか。

○衆議院議員(中村純一君) 只今通産省側から申しましたのも、これは通産省の担当部局において一応のことを考

ます。是非これは実施されるように御盡力を願いたいと考えます。それからなおもう一つ例として挙げたいのは、電気通信工業の問題ですが、これは今まで余り言われておらないようですけれども、本当に日本が国内的にも、或いは国際的にも活発なる活動をしように思うと、何としても通信がこれは神経のような役をしておるわけであります。然るに遺憾ながら現実の姿を見ますと、殆んど電話の普及というように、自慢のできるような機械ではないように思ひます。というのは、相当に生産設備がやはり老朽化しておる。特に通信機械のように精密度を要するものにおいては、老朽化した機械では優秀な製品が生れて来ないことは当然であります。かような基礎的な重要な使命を持つておられます電気通信、これを能率よく疏通して国民の経済活動を円滑にさせるということは、今後の日本としては最もやはり力を入れて考えなければならぬ問題の一つであろうと考えるのでありますが、こういう有線或いは無線を含めた通信機械工業の設備の近代化ということにつきましても、この法案を活用されるような意図がありや否や、これについてお聞きしたいと思います。

○古池三君、これに対しては提案者はどう御意見ですか。
○衆議院議員(中村純一君) 通信というものが国の各方面の活動の基盤になります。これは只今お話の通りでございますが、全く御同意に存するのでございます。従ひましてこれの製造事業も只今通産省が考えておられますこと、できればできるだけこれは取上げて行くべき筋合の事柄ではないかと思ふのであります。過日衆議院におきましても、同じような御質問が出まして、そのときに大蔵省側の答弁では、これは実はボーダー・ライン・ケースの一つたというような意味の話があつたように記憶いたしております。
○古池三君 大体提案者も政府もこの電気通信機械工業の重要性並びにこれが近代化の必要についてはよく御認識になつておられるのであります。是非その線に沿つて御推進願ひたいと存するのであります。次にこれはこの法文の解釈について一つお伺ひをしておきたいと思ひますが、第三條でありまして、ここに主務大臣は試験研究者に對しまして、或いは補助金を交付し、又は国の所有する機械設備等を貸與するといふ規定がございますが、この場合の主務大臣と申しますのは、その試験研究それ自体を主管しておる大臣を指すのか、或いは又所有する機械設備を貸與するやうな場合においては、その機械設備を所有するといふ点において主管の当局である大臣を指すのか、どちらの大臣が主管大臣になるのかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 只今お話のございましたように、通信事業がいろいろ産業その他国民生活に非常に重要な機能を果しておりますので、我々としてはこれらの機械設備を急速に近代化するために、電気通信機械の製造事業というやうなものをできるだけ本法の対象に取上げて行きたいというふうに考えております。

○古池三君、これに対しては提案者はどう御意見ですか。
○衆議院議員(中村純一君) 通信というものが国の各方面の活動の基盤になります。これは只今お話の通りでございますが、全く御同意に存するのでございます。従ひましてこれの製造事業も只今通産省が考えておられますこと、できればできるだけこれは取上げて行くべき筋合の事柄ではないかと思ふのであります。過日衆議院におきましても、同じような御質問が出まして、そのときに大蔵省側の答弁では、これは実はボーダー・ライン・ケースの一つたというような意味の話があつたように記憶いたしております。

○古池三君 大体提案者も政府もこの電気通信機械工業の重要性並びにこれが近代化の必要についてはよく御認識になつておられるのであります。是非その線に沿つて御推進願ひたいと存するのであります。次にこれはこの法文の解釈について一つお伺ひをしておきたいと思ひますが、第三條でありまして、ここに主務大臣は試験研究者に對しまして、或いは補助金を交付し、又は国の所有する機械設備等を貸與するといふ規定がございますが、この場合の主務大臣と申しますのは、その試験研究それ自体を主管しておる大臣を指すのか、或いは又所有する機械設備を貸與するやうな場合においては、その機械設備を所有するといふ点において主管の当局である大臣を指すのか、どちらの大臣が主管大臣になるのかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 只今のお尋ねのうち、試験研究等に対する補助金につきましては、当該試験研究を所管する大臣といふことに解釈しております。それから国の所有にかかる機械設備等を貸與いたします場合の主務大臣は、当該機械設備等を所有しておられます主務大臣、従つて一般的に申しますれば、国有財産につきましては、建設省と大蔵省ということに解釈しております。

○委員(竹中七郎君) ちよつと提案者にお伺ひいたしますが、前回の連合委員会で第六條の關係について大蔵委員の小林さんから、政令によつて決定される重要産業の業種別予定、それと十五億減収との關係についての資料要求をいたしましたのですが、当局がいつ提出されますか、大蔵当局はまだ出席になつておりませんのですが、提案者といふことでは、どういふ責任をおとりにいたしますか、お伺ひしておきたい。

○衆議院議員(中村純一君) その節にもお答えを申し上げておいたと思うのでありますが、政令の内容につきましても、只今この席で質疑応答がございまして、まだ未確定のままでございいたしますので、的確なこれ／＼という資料を差上げ得る段階にはまだなつていないように承知をいたしておるのでございます。従つてそれによる財政収入の減が幾らになるということも、詳しい内容はこれ又申上げかねる、事実上そういう段階ではないかと思ふのでありますが、今通産側から通産省所管の事業について、通産省としての考案方を申上げたわけなのでございまして、確定的なものではない。例えば通産省なら通産省だけの考えております

は特殊のバルブ業の会社の企業近代化の設備だけを考へてこの問題を論議すべきかという問題が起きて来る。従つて日本の現在のバルブ業全体を考えた、恐らく何十億の金がかかるかという金がかかる。そうならば極めて僅少なものだ。バルブ業の盛っている利潤から考へたら、別に減税をしようしてやらずとも、その程度の設備は当然でなければならぬという結論が生れるかもわかりません。そういう点を判断するために、私はこの前税制課長に資料の提出を要求したわけなんです。びたつときまつてしまつた厳密な資料でなくとも、一応こういうことを考えられておる、その資料を基にして質疑応答した結果適當であるか、ないかという判断を我々は国民の代表としてしなくてはならぬ。こういう必要から資料の提出を求めているのですから、わかつておれば、わかつておるだけで結構です。それから、そういう資料を出して頂きたい。資料がなくても、今言うように古池君の質問に関連して、これは石原さんに御答弁願つても結構ですが、バルブ製造業の近代化に要する機械購入の金額はどのくらい考えられておるのか、而もその設備をするのはどこ／＼の工場であるか、而もその工場の收支のバランスはどうなつておるのかというやうなことを、バルブ業ならバルブ業、電気通信なら電気通信、化学肥料工業であれば化学肥料工業、こういうふうに分けて詳細にこれは質疑応答の必要があると思ひます。この前に私申し上げましたように、講和條約発効後の日本の国民の税金の負担は、決して私は軽減にならないという観点を

は特殊のバルブ業の会社の企業近代化の設備だけを考へてこの問題を論議すべきかという問題が起きて来る。従つて日本の現在のバルブ業全体を考えた、恐らく何十億の金がかかるかという金がかかる。そうならば極めて僅少なものだ。バルブ業の盛っている利潤から考へたら、別に減税をしようしてやらずとも、その程度の設備は当然でなければならぬという結論が生れるかもわかりません。そういう点を判断するために、私はこの前税制課長に資料の提出を要求したわけなんです。びたつときまつてしまつた厳密な資料でなくとも、一応こういうことを考えられておる、その資料を基にして質疑応答した結果適當であるか、ないかという判断を我々は国民の代表としてしなくてはならぬ。こういう必要から資料の提出を求めているのですから、わかつておれば、わかつておるだけで結構です。それから、そういう資料を出して頂きたい。資料がなくても、今言うように古池君の質問に関連して、これは石原さんに御答弁願つても結構ですが、バルブ製造業の近代化に要する機械購入の金額はどのくらい考えられておるのか、而もその設備をするのはどこ／＼の工場であるか、而もその工場の收支のバランスはどうなつておるのかというやうなことを、バルブ業ならバルブ業、電気通信なら電気通信、化学肥料工業であれば化学肥料工業、こういうふうに分けて詳細にこれは質疑応答の必要があると思ひます。この前に私申し上げましたように、講和條約発効後の日本の国民の税金の負担は、決して私は軽減にならないという観点を

持つてゐるので、特にそういう問題を
取上げて慎重に検討しなければ、年間
十億か、二十億の減税をしたために国
民の考え方に悪い影響を與えるような
結果をもたらしては、これは濟まない
。こういう観点から私は資料を要求
してゐるのですから、説明のできる範
围内において具体的な説明を一つして
頂きたい。

○政府委員(石原武夫君) 今西田委員
のお尋ねの各企業別の資料は実はござ
います、今日手許に持つておりませ
んので、会社別の資料を今ちよつと申
上げかねますが、パルプとして一応考
えております二十七年年度の対象にな
ります設備総額として八億七千万円ぐ
らゐであります。それが一応の対象に
取上げる設備になるというふうな考え
ておりますが、その具体的な事業別
の内容は、それに基くその当該会社の
收支計算等は手許にございませんで、
若し必要があれば後ほどお手許に
差上げます。

○西田隆男君 今八億七千万円という
お話でしたが、これが一つの会社の購
入する機械であれば、如何に大きなパ
ルプといえども、若干の税の軽減をす
る必要はあるかとも考えられますが、
これはパルプ会社を幾つかの会社に分
けて、この機械を購入するということ
になれば、法人税の軽減というものは
一会社にとつては何千万円しかになら
ない。その何千万円の税金さえも軽減
しなければ、パルプ業に近代化の機械
を購入する資力があるかないかという
ような問題点についても、通産省とし
ては十分な検討の上で、一つこの法案
の可否を論ぜられるようにしてもらわ
ないと、一会社に……、大きなパルプ

会社が今べら棒に利益が上つてゐるそ
うですが、その会社の利潤から考え
て、一千万円、二千万円の補償をやら
なければ設備の近代化ができんとい
うことは国民として考えられないこと
です。そういう点を一つ詳細に審議の
できるような資料を是非御提出願ひた
い。今日御説明を頂かんて結構です
から、その資料を御提出願ひすれば、
それによつて一つ委員会は検討をして行
きたい。この法律案を通さんなどと思
つておりません。これは通してやつて
いいて思つております。ただ通すにつ
いては或る程度やはり納得しなければ
ならぬと思ひますから、御面倒もしよ
うが、一つ資料の御提出を急速にお願
ひしたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 資料はでき
るだけ速かに御提出するようにいたし
ます。

○結城安次君 ちよつと條文のこと
お伺ひいたしますが、このつまり試
験、機械設備等の試作ということがあ
ります、これは今までにできたものが
には適用されますが、されませんか。
或いはこの試作と同様の機械の合理
化、近代化というのは、すでに或いは
中にはやつた人があるかも知らん、今
後やるものだけに適用がありますか。
過去においてやつた人に適用、どちら
ですか。

では法律の根拠なしに、予算を以ちま
して相当補助金を出してありますが、
観念的にこの法律の適用を受けた、受
けんかといふことでございませう、
この法律施行後といふことになつてお
ります。ただ実際問題としては同様な
趣旨のもを法律に基くようにして予
算措置を出してあります。それから四
條の試験研究に對します短期償却の
規定は、この法律施行後、試験研究設
備の三カ年間に償却できるといふもの
にございまして、今後のことになりま
す。それから問題の六條の近代化機械
設備の初年度五〇〇償却といふこの特
別償却の制度は、昨日も大蔵局から
御説明がありました、この法律の規
定によりまゝと、この法律施行後と
申します、本年、明二十七年一月一
日以後といふのが原則になつておりま
す。が、経過的に現在の租税特別措置
法によりまゝ五割増償却を本年の四月
以降認めようと思ひますが、そこで経過
的に遡るような規定を置いておきま
す。従ひまして実質的には現在の五割
増を三カ年五割増償却をやつておる。
本年四月以降に入手いたしました機械
につきましても、経過的規定で救つて
おりますので、ほぼ同じような結果に
なるようなことになつております。

○結城安次君 只今の御説明でやや判
明して来たように思ふのですが、この
六條の適用範囲は、現在例の特別の償
却に對する更に五割増の償却を許す、
あの範囲に限定するお考えですか。或
いはそれ以上にまでやるお考えです
か。

○政府委員(石原武夫君) これは大蔵
當局からいつてしたか御説明しました
のですが、原則をいたしましては、こ
の六條で政令できまします事業の機械
設備のうち、現在三カ年五割増償却を
認められまゝ機械設備、これは大
蔵省告示に載つておりますが、その中
から選ぶといふことでございませう。
ただ例外的にはこの現在の六條に現在の
特別措置法に基きます大蔵省告示に載
つております以外のものも例外的には
あり得るといふふうにお考え願ひた
い。

○結城安次君 大体二十七年年度の免税
が十五億といふことになりまゝと、償
却に對するその額の税額が十五億とい
ふことは、償却資金がよほど大きな数
になるだらうと思ひます。それで現在
三カ年五割増の償却を許されておる
産業に全般的に適用しても、なお十五
億以上に達しますか。全般的に適用し
て……。

○衆議院議員(中村純一君) 現在の租
税特別措置法の規定によりまゝ五割
増の特別償却の対象となつております
機械は、只今申上げましたように、
もうすでに御承知のごとく、ちやんと
まあきまつてリストができておる。と
ころがこれはこの機械を指定してある
だけでございまして、その機械を使う
ところの産業の指定は何らないので、
ございませう。従ひまして如何なる産業
であつても、その当該機械を使う場合に
は、その特別償却は認められる、かよ
うな建前になつておる。ところがこの
本法の六條におきましては、その産業
の指定をしなければならぬ建前にな
つております。そこで産業が先ずきま
つて、而してその産業において使うと
ころの機械を今度は次に指定をする。
こういう順序になるわけでございます。

す。その場合に本法により指定される
機械の範囲が、現在の特別措置法によ
る指定機械の範囲とどういふ関連にな
るかといふことが考えられるのであり
まして、その点のお尋ねがあつたこと
と思ふのでありますが、それは只今申
上げましたごとく、原則的には大体現
在の指定の範囲内から考える、併しな
がらその後いろいろ機械の技術、進
歩、改良があるでしようが、新規のも
のも出て来ることも考えられますが、
先ず原則的に今の指定の中から取上げ
られて、そしてそれにプラスして産
業の指定が加わる。かような関連にな
つておると考えるのであります。

○結城安次君 只今中村議員の、現在
特別な扱いをしてゐるものの中から拾
い出して、或るものは落とす、それで
又プラスといふ現在のあの規則で行く
と、例えばパルプの製造機械とか、そ
れらはすべて入ると思ひますが、何か
あれを機械だけでなくて、「等」とい
ふのは広く輸送設備とか、或いは加熱設
備とか、そういうものまで入れるつも
りですか、「等」といふのはどうです
か。

○衆議院議員(中村純一君) 機械その
もの範囲につきましましては、只今申上
げました通りでございませう。今重ねて
のお尋ねである「機械設備等」の「等」
とは何ぞやといふことでございませ
うが、その内容につきましましては、政府側
がお答え申上げます。

○結城安次君 その前にちよつと関連
して……今「等」といふ御説明があ
つても、大分今まで繰返されておる問
題ですから、昨日と同じ御答弁かと思
うのですが、この「等」といふのを、
今原則的にはつきりこゝろ、例えば

○政府委員(石原武夫君) これは大蔵
當局からいつてしたか御説明しました
のですが、原則をいたしましては、こ
の六條で政令できまします事業の機械
設備のうち、現在三カ年五割増償却を
認められまゝ機械設備、これは大
蔵省告示に載つておりますが、その中
から選ぶといふことでございませう。
ただ例外的にはこの現在の六條に現在の
特別措置法に基きます大蔵省告示に載
つております以外のものも例外的には
あり得るといふふうにお考え願ひた
い。

能率ならば何割以上増加するものとか、或いはこういうことをすれば日本の資材が今までよりも使用高が減るとか、或いはこうだ、ああだという特殊の基礎条件を私は今示しておかんと、この五條の産業に入れるか、入れないかというときに曖昧になるのではないかと、或いは又不公平になるのではないかと、或いは「等」ということは、こう／＼いう機械、こう／＼いう設備あるものはこの適用を受けるのだという原則を一つお示しを願わんと工合悪いのではないか。原則だけでいいと思うのです。例えば先ほど言われたパルプを例にとれば、今まで針葉樹しか使えなかつたものが闊葉樹も使える。これは非常に大きな効果です。或いは鋸鋸で今盛んに言われておる酸素云々、これをやると、これは入るから入らんかわかりませんが、一割も、一割五分も電力の使用が減る。而も前より優良な鉄ができるというふうな、これは單なる酸素注入ですから、或いは機械類も、設備類も入らんと思いますが、何かそこに基準がなければならんと思うのです。その基準を一つお示し願いたいと思います。

○政府委員(石原武夫君) これは大蔵当局においてを願つて、大蔵当局から説明願うとはつきりしますが、今の「機械設備等」と申しますのは、現在の租税特別措置法でもさうになつておるのでありますが、従つていわゆる普通の鉄鋼の機械設備のほかに、いろいろ鋸鋸とか、化学工業で申しますと、機械というよりも装置というものがございまして、そういうもの、或いは炭鉱における坑道とか、そういうふうな生産施設ではありますが、機械

という意味にはちよつと入らないようなものまで入れたらというので「機械設備等」ということになつておるので、如何なる機械かという、先ほど申上げましたように、現在租税特別措置法で対象になつておりますことで掲げられております機械設備というのと、各産業を通じて用いられますような機械とか、或いは特定なる産業にのみ使われます機械とか、而もそれは非常に細かい規定を置いておりまして、具体的にどれだけの口径のものとか、精度がどの程度のものかということと機械ごとに大蔵省告示で規定しております。今回もそのうちから政令で定めました事業に必要な機械を指定をして行くということにいたしております。

○結城安次君 只今の御説明で機械の説明はわかりましたが、大蔵省のあの所得税法によれば機械だけに限つておる、いわば石炭のごときはむしろ機械よりは輸送装置のほうの改善が却つて單価を安くし、又出發能力を増すけれども、鉄のごときは鋸鋸に送り込む原材料の輸送方法の改善、そこに投じた資金が非常に役立つて来るということとがやはり合理化、又單価を下げるということに最も役立つと思つて、これは昨日の大蔵委員会の説明では入らんのかのように私は聞いておつたのです、如何ですか。

○政府委員(石原武夫君) 只今のお尋ねは、若し例えは或る工場内の運搬設備を改善するということ、例えは今まで引込線がないのを引込線を付けて行く、そういうような意味であります、これは入らない。ただ運搬設備自身でも非常に性能のいいものは指定を

しておりますので、そういう意味で運搬設備も入ることは入るのでございしますが、運搬設備が近代的なものではなく、他の工場に普通従来使われておるものであるという場合は入らない、それは主として近代的と申しますか、非常に水準の高い機械設備だけを指定をしておる。普通のレベルの機械装置は、現在の措置法でも入つていないわけでございます。今回も同じような程度のものでございまして、昨日の大蔵当局のほうでございまして、説明は聞き漏らしておりますが、そういう趣旨になると思

○結城安次君 あとは西田委員から御要求の材料の点……

○境野清雄君 大体この法案を見ますと、第十国会に出されましたあの法律と同じようなものだと思うのでありますけれども、その当時もこんなようなことが考えられたのですが、大体この問題で行きますと、殆んど資金の裏付けはない。本法案に対してはもう大企業ばかりに設備資金が行つて、中小企業というような面は殆んど資金の裏付けがなくて、これが入替えられないというふうな状態になつておりますので、こういうようなことを、この法案によつて促進いたしますと、大体新特需或いは特需というふうなものが今後出ます場合に需給が偏在しやしないか、そして中小企業はますます「開き」が大きくなつて来やしないかと思つて、昭和三十六年ですか、設備代替資金として大体六億円を予算に計上したものはもう切られてしまつておる。二十七年の予算にも多分十億何千万円というものが上げられてお

るようでありますけれども、これも私は望みはないのではないかと、或いは金も裏付けけれども、こういうふうな資金の裏付けというふうな問題に対して、提案者のほうではどんなふうなお考えを持つておられるか、一先ず承わりたいと思つておる。

○衆議院議員(中村純一君) その資金の關係につきましては、例えは中小企業の問題におきましては、それ／＼系統金融機關を利用いたしますとか、その面におきまして、前国会におきましても、商工中金法或いは信用保險制度の改正法案の御審議を願つたわけでございまして、極力そういう面も動員いたしまして資金需要に當てて参りたい、その他の大企業方面におきましては、或いは開業銀行と、ものによりましては見返資金というふうな關係も出て来るかと思つてあります、極力政府當局を頼りたいとして、できるだけの資金手当をさせるように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○境野清雄君 今のお話で、まあ中小企業の面におきましては商工中金なり或いは信用保險なりをこの前法律改正した、これはもうその通り、私も申上げた通り、これは殆んど骨抜き法になつておるので、こんなふうなときにたま／＼企業の経営合理化というふうなものをきつかけに商工中金へ十億くらい出して、それを紐付きで企業の経営合理化の促進に使わせるのだというふうなことで、こういうふうな法案の一番いいときに商工中金と結付け、そういうふうなことを考えられることは、私はもう中小企業に対しては非常に親切な考え方じやないか、こんな

なふうに思つてありますけれども、そういうようなことは一応はお考えになつて見たのですか、どうですか、何いたしたいと思います。

○衆議院議員(中村純一君) さうな点もいろいろ／＼考へて参つておるのでございまして、今後の本法律成立後、この運用に關連いたしまして、我々国会側といたしまして、政府當局を頼りたいとして、できるだけの方法を講じて参りたいと考えておる次第でございます。

○境野清雄君 そういうような点から見まして、英國の所得税法の改正あたりを見ますと、一九四四年にやつた所得税法の改正では、いわゆるこの企業合理化というふうな面で、この機械が中古品である場合にもこの法案の恩典に浴せるといふふうになつておるのにもかかわらず、日本自体としましては中古品は全然いかにということ、大企業にのみ私は偏重しているのじやないかと思つてあります、大企業で設備近代化したというものの、機械が、次の小さい工場においてはそれから出て来た機械自体が企業合理化になるといふ例はたくさんある。それにもかかわらず、中古品に対しては全然この法案が適用できないというふうなことになるのであります、やはり一つの中小企業を輕視したというふうな見方を我々はするものでありますけれども、そういうような点で、中古品にもこの法案が適用できるというふうなことに

ついてはどんなお考えでありますか。

○政府委員(石原武夫君) 只今境野委員からお話がございしましたように、英國におきまして設備の特別償却につきましては中古品も対象にいたしまし

て、たしか初年度四〇%の増進奨金を
行なつておるやうに伺つております。
お尋ねのように、大企業等で新しい
機械を入れたあとの機械が、次の
段階でなお相当有効に働くという場合
は、これはしばしばあることでござい
まして、さうな場合にも、本制度に
掲げておりますやうな恩典を與えらる
ということは、我々といひましたも望
まじいと考えますが、先ほど来し
ば問題になつておりますやうに、
この措置はいろいろ国の財政收入との
関連もございまして、その辺の關係を
絞らざるを得ないということも一つご
ざいます。それから又中古品がよいと
いうことになりましますと、必ずしも合
理化でない場合につきましても適用せ
ざるを得ない。これは極く事務的な問
題になるかと思ひますが、中古品を
買つて個々の場合についての中古品の取
得が企業合理化に役立つかどうかとい
う判断をするということ、これは実
際問題として非常に実行不可能に近い
ものと思ひます。従つて若ししたしま
すれば、およそ中古品であれば、どん
な機械を買つた場合においてもよろし
いというふうな扱いにせざるを得ない
かと思ひますので、さうな場合に
おきましては、特に合理化にならんよ
うな場合につきましては恩典を與える
理由が認めたい。又英國におきまし
ては実は再評価をやつておりませんの
で、英國が中古品等につきまして、特
別の短期償却を掲げております趣旨
は、一面再評価を認めていないといふ
ことからいひまして、従来の設備の
償却が非常に少な過ぎる、それを救ふ
という意味もあるやうに伺つておりま

す。まあ以上のような点で英國と、再
評価いたしております我が国とはそ
の間の事情は多少異なるのではないか
と考えますが、以上申しましたやうな
点からいひまして、この際といひし
ましては新規の機械設備に限るといふ
ことにいたしましたわけでございます。
○境野清雄君 これは別問題ですが、
昨日どなたか、野溝委員が何か質問し
ておつたやうですが、第二條に事業者
の定義をしてあるのは正しいといふの
でありまして、私も御尤もだと思ひま
すが、大体この法案くらいで……今
も私の質問した中にあるのですが、事
業者の定義はあるけれども、そう御親
切に事業者の定義をして頂くなら、近
代化の定義あるいは合理化の定義も私
どもにはわからないのでありまして、近
代化なら近代化といふのが第六條にも
一條にも謳つてありますが、近代化
といふものが法律用語になる場合に
は、明確な意義を與えられなければ私
どもは法律用語ではないのじやないか。普
通用語としての近代化と、それから法
律用語としての近代化ではどういふ差
別があるか。一体第六條で近代化とい
ふことを謳つておられますのは、どん
なことをすれば近代化になるという、こ
ういふやうな二つの定義がないこと
に、これは合理化についてもあとで質
問したいと思ひますけれども、こうい
うことについて近代化といふのは法律
用語の定義ではどんなふうになるのか
提案者にお説明願ひたいと思ひます。
○政府委員(石原武夫君) 只今お尋ね
の近代化といふ言葉は今までの法律に
は或いはないかと思ひます。或いはど
こか二、三の法律に出て參るかも知れ
ませんが、私が承知している範囲にお

きましては、近代化という字句を直接
に法律に使つた場合はないかと思ひ
ます。そこで近代化の定義はどうかとい
うお尋ねでございますが、これは明確
な定義といふことはいろいろむづかし
いと思ひますが、おのずから社会通念
といひまして、近代化といふ字句は
或る程度熟していると思ひますので、
さうした意味で他に適當な言葉もござ
いませんでしたし、端的に大体意図す
るところがわかるだらうといふことか
けたいと思ひまして、この字句を使つたわ
けでありまして、これは社会通念上普
通に使われている近代化といふふう
におとりを願ひたいと思ひます。
○境野清雄君 同じやうな意味で合理
化といふ意味も私はよくわからない
のでありますけれども、一体合理化とい
ふものを今までの法律に採用されてい
たのかどうかといふ点が私はわからな
い。と、一体法律上如何なる定義を與
えたものが合理化なんだか、法律上の用
語としての合理化の意義は一般通念
としての合理化といふものとどういふ
うに違つてゐるのか、これも一つお教
え願ひたいと思ひます。
○政府委員(石原武夫君) 合理化の意
味につきましても、他の局のことは私
よく存じませんので、私がよく承知し
てゐる範囲でははつきりかやうな箇所
に使つてあるといふことはないのであ
ります。これも先ほどお尋ねがござ
いまして、近代化と同じことではござ
いまして、明確な法律用語の先例はない
かと思ひますが、これも普通は戦争
前の合理化運動といふものが大分行
れておりましたし、終戦後は相當世間
でも問題になつておりますので、おの
ずから一般社会通念にありまします合理

と同じ意味で使つたのであります。
○境野清雄君 委員外質問で栗栖議員
がお待ちになつてゐるやうですから、
私関連したことをだけを一、二お伺いし
まして、あとの質問は明日でもよろう
と思ひますが、今私が英國の中古品に
對しての同じやうな考えを持つてゐる
かどうかといふことを質問しましたこ
とに関連しまして、第三條に「国の所
有に係る機械設備等を国有財産法の定
めるところにより貸與することができ
る。」、こゝいうやうな面がありま
す。大体私どもはこゝいうやうなもの
に關連しまして、賠償機械といふもの
もやがて国有財産的なものになるんじ
やないかといふやうなことであります
から、賠償が解除になりました場合
に、現在の資力のない中小企業側に對
しまして、賠償機械をパートナー制によ
つてこれを中小企業に貸與するとか、
或いは今スクラップが非常に必要な
のでありますから、中小企業のもう陳腐
化した機械はスクラップにしまして、
それの代償として優先的に賠償機械を
これに入れて一つの設備近代化を圖る
といふやうなことに對して当局はお考
えになつておられるかどうかを承わ
りたいと思ひます。
○政府委員(石原武夫君) 第三條に關
連して、今のお尋ねのございました國
の所有しております賠償機械は非常
に多数の台数に上つております。たし
か私の記憶しておりますところでは二
十数万台の機械があつたと思ひま
すが、これが講和條約等の発効により
まして、日本の自由処分を任せられます機
械が近い将来にあるかと思ひますが、
その際中小企業の対策といひました
で、只今境野委員からお話がありまし

たやうなことは、確かに中小企業の設
備の近代化の一助といひまして非常
に適切な案ではないかと考へておりま
す。これはまだ目下賠償の指定になつ
ておりますので、現在直ちにこれを利
用することは非常に困難でございます
が、將來若しこれが解除になりました
際には、只今お話のやうなことを実
現したいといふことで目下研究を
いたしております。
○境野清雄君 私は質問をあとに譲り
まして、資料だけ一つ頂戴したいと思
ひますので申上げておきますが、鐵工業等
に關する技術の研究として二十六年度
二億出ておると思ひます。それから工
業化試験として二億五千万円という
ものが出ておると思ひますので、この二
つの本年度の使用用途ですか、さうい
ふやうな面に關しての資料を早急に頂
戴したいと思ひまして、私の質問は一
応打切つておいて、又あとでやりたい
と思ひます。
○委員(竹中七郎君) 栗栖委員外議
員の質問を許します。
○委員外議員(栗栖武夫君) どうも時
間のないところ私罷り出て、この法律
案と、その裏付けをなさなやならん資金
の關係とを關連してお尋ねして、問題
を明らかにして頂きたいと思ひま
す。資金の点は、試験研究の場合と、
法案の第三章としてあります機械設備
等の近代化の促進といふものについて
の資金の調達と、この二つに分けてお
尋ねしたいと思ひます。申すまでもな
しに、こゝいう法案がございまして、
資材、機械器具の必要といふことと、
それから資金が必要だといふこと、資
金がないならば油のない車と同じで
用をなさないことになるわけでありま

ておりませんし、營業のためにするというような表現でございますので、私も昨日は稲垣委員のお話でございますが、担保になるものと考えておたわけであります。只今非常に權威ある栗栖先生からのお話でまさにその通りだという確信を深めたわけでございます。

○委員外議員(栗栖越夫君) そこでこの担保にする場合において国の機械器具を貸與するという問題がございませう。担保制度にはその貸與された機械器具をも担保に入れ得る途が工場抵当法等その他で開かれてゐるわけでありますが、政府としてはこの本案ができた場合において貸與されたものについては担保に入れるという御方針であるかどうか。

○説明員(小林英二君) 私のほうの考えとしては、そうしたものは担保にならないように考えております。又條件におきまして、そうした国のほうで貸與する、貸付でございませう。而も国有財産法に定めるところとなつておりますので、用途指定なり、いろ／＼の形でやりたいと思つておりますので、これは御説のようににはならんというように考えております。

○委員外議員(栗栖越夫君) それは甚だ奇異なお考えですが、担保になるといふのは、この貸借を担保にするという意味であつて、そのものの機械自体を担保にするという意味じやない。工場抵当法をよく御覽になればそう書いてある。併し機械自体を担保にするというの、それは貸與されておるのですから、それは行き過ぎであると思ひますが、それを賃借りして使用しておるものは、工場は一体ですから、これを担保に入れたいというの、これは担保がもう要が抜けて使えない、担保の役目をなさんと思ひます。でありますから、その賃借権を担保に入れるという意味だつたら差支えないのじやないかと思ひます。若しお答えができませんれば御研究になつてお答えして頂いても結構です。これは一番大事なこと

○委員外議員(栗栖越夫君) 私のほうでまた別段研究しておりますし、又今までのそういう例もなかつたのでございませう。後刻研究して又御報告いたしたいと思ひます。

○委員外議員(栗栖越夫君) 私は皆さんの時間をつちやつて甚だ済みませんが、問題だけ挙げておきます。実例としては貸與した機械の賃借権を担保に入れておる例はたくさんあるわけでありませう。ただ国がした場合には御研究の御努力が願ひされるものと、これを御研究したいと思ひます。

○委員外議員(栗栖越夫君) 私のほうでまた別段研究しておりますし、又今までのそういう例もなかつたのでございませう。後刻研究して又御報告いたしたいと思ひます。

○委員外議員(栗栖越夫君) 私のほうでまた別段研究しておりますし、又今までのそういう例もなかつたのでございませう。後刻研究して又御報告いたしたいと思ひます。

○委員外議員(栗栖越夫君) そうしますと、今又最近始まつた融資規制上から言へば、設備資金は成るべく抑制して、運転資金を優先に取扱つて資金の供給をする、こういう方針のようになっておりますけれども、併しこういう機械その他の設備の近代化のために要する資金は、この融資規制の原則の例外として特別に優位に扱われるかどうか、又扱われる途を開かれるように御努力が願ひされるものと、これを御研究したいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 只今御指摘のありました設備資金の抑制の問題は、これは大蔵当局にお頼みしておりますので実施されておりますが、現在大蔵省が指示されております基準と申しますか、さうな点につきましては非常にに種を限定しておいでになりますので、本法の趣旨とも必ずしも合致しない点もあるように考えます。全般的にいろ／＼燃料、動力事情等の関係からいたしまして、工場を非常に今後急速に拡充して行くことにつきましては、さうな面からいたしまして問題があるかと思ひます。相当設備の拡充ができ、電力等がそれに伴わない虞れもありませんので、さうな面におきまして、新規の設備の拡充等は今後或る程度度々種によりましては抑制をする必要があるかと考えておりますが、古くなりました機械を近代化し、能率を挙げ、或いは合理化するというような面におきましては、是非とも日本の産業が立派れておりますので、急速な回復が必要でありますので、それらの面につきましては所要の設備資金を是非供給していただく必要があるかと考えております。それで先ほどお話がございましたが、現在やつております資金抑制の措置等の関連につきましては、目下我々のところで具体的に業種別に而も相当内容に立入つて必要である仕事を拾ひ上げておりました、安本とも連絡いたしまして、今後あつた非常に抽象的な大ざつぱな融資金融を改正してもらうように今安本とも打合せ中でございます。近いうちに全体の設備資金の量は余り殖やさない、一般産業につきましても殖やさないといひまして、必要な設備資金については融資の途を開くように目下努力いたしております。

○委員外議員(栗栖越夫君) 私どもの経験では、大蔵省のほうから言へば、成るべく金額を縮小して通貨の増発を防ごうというふうな気持は我々の経験でもあつたのでありますが、今もあろうと思ひますが、併し必要のため通産省その他については成るべく拡げようというお氣持であらうと思ひます。私はこの設備の近代化ということ、是非外国の物価水準に日本の生産の原価を納寄せるのも是非必要だと思ひますので、その辺はどうぞ力を入れて押して頂きたいと思ひます。そこで開発銀行のほうは、これは相当優位に具體の場合には扱つてもらへると思ひますのでございませうが、これはどうでございますか。

○政府委員(石原武夫君) 開発銀行については御承知のように政府で一應の基準を作りまして、あと個々の開発銀行は自主的にその基準に従つて貸出をされるわけでありませうが、事務的には十分連絡をとつて貸出を進めておられ

○委員外議員(栗栖越夫君) もう少し質問の御許しを願ひたいと思ひます。そこでこの機械設備等近代化の促進のため或いは見返資金とか、政府資金部の資金を直接できない場合には、間接に更に銀行を通じて出すとかどういふ御方針がございませうか、この点どうでございますか。

○政府委員(石原武夫君) 只今の点につきましては、大蔵当局でないとはつきりした答えをしかねますが、見返資金につきましては、私承知しておりますのは、本年度もさうございませうが、電力と船に出ておりますが、来年度につきましては、電力だけに限りませうか、或いは電力が船が二つに出すというふうに進進をいたしておる模様でございます。それから開発銀行につきましては、本年度と大体同じようなこととで、広く一般の産業の設備資金にその資金を充當して行くという方針のようになつておりますので、政府資金の活用につきましては、電力はいろ／

○委員外議員(栗栖越夫君) それでは、開発銀行のあります資金のうち、かような対象になりますものにつきましては、若し開発銀行に融資を必要といたします場合には、十分それが活用ができるようにいたしたいと考えておりますし、本年度の実績を考えて見ましても、現在八十数億の融資承認と申しますかをきめて、個々の企業別の会社をきめておりますが、通産省の關係につきましては、我々が具体的に希望を出したものの殆んど九〇数%のものは開発銀行で取上げて頂いておるような状況でございますので、今後できるだけさういふ線に沿つて行きたいと思つております。

○委員外議員(栗栖越夫君) それでは、開発銀行のあります資金のうち、かような対象になりますものにつきましては、若し開発銀行に融資を必要といたします場合には、十分それが活用ができるようにいたしたいと考えておりますし、本年度の実績を考えて見ましても、現在八十数億の融資承認と申しますかをきめて、個々の企業別の会社をきめておりますが、通産省の關係につきましては、我々が具体的に希望を出したものの殆んど九〇数%のものは開発銀行で取上げて頂いておるような状況でございますので、今後できるだけさういふ線に沿つて行きたいと思つております。

○委員外議員(栗栖越夫君) それでは、開発銀行のあります資金のうち、かような対象になりますものにつきましては、若し開発銀行に融資を必要といたします場合には、十分それが活用ができるようにいたしたいと考えておりますし、本年度の実績を考えて見ましても、現在八十数億の融資承認と申しますかをきめて、個々の企業別の会社をきめておりますが、通産省の關係につきましては、我々が具体的に希望を出したものの殆んど九〇数%のものは開発銀行で取上げて頂いておるような状況でございますので、今後できるだけさういふ線に沿つて行きたいと思つております。

○委員外議員(栗栖越夫君) それでは、開発銀行のあります資金のうち、かような対象になりますものにつきましては、若し開発銀行に融資を必要といたします場合には、十分それが活用ができるようにいたしたいと考えておりますし、本年度の実績を考えて見ましても、現在八十数億の融資承認と申しますかをきめて、個々の企業別の会社をきめておりますが、通産省の關係につきましては、我々が具体的に希望を出したものの殆んど九〇数%のものは開発銀行で取上げて頂いておるような状況でございますので、今後できるだけさういふ線に沿つて行きたいと思つております。

今計画が政府部内で検討されており、これは別といたしまして、その他の融資方法につきましては、大体本年度と同じような方法になるかと考えます。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうすると、まあ併し非常に大きな金が必要と思えますから、開発銀行その他特種だけで賄うという事はむずかしいと思ふのです。で、事業者の業態の悪くないものについては、或いは日銀で韓流融資等の骨折をとつてもらえるものであるかどうかですね、そこはどうでしょうか。

○政府委員(石原武夫君) 御指摘のように、政府関係の機関から出ております資金は、全体の政府資金からは割合ウェイトが少いのでございまして、会社自身の償却でございまして、或いは増資、起債等の途もございしますが、本年度におきましても、相当一般の市中銀行から設備資金が出ておりますことは御承知の通りでございまして、現状におきましても、日銀当局と常々連絡をいたしておりますが、資金抑制の一応方針が出ておりますが、現在におきましても、日銀を通じて必要な設備資金の貸出をするように時々具体的に連絡をいたしておりますが、今後ともそういう方法も是非併せて強力に進めたいと考えております。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうしますと、今銀行からその他金融界から借入をしましても、これを長期の資金に安定させるには、やはり起債とか、社債発行或いは増資とかという面を持つて行かないと、これは結局私ではできません。ところが今の証券市場は隘路でありまして、なか／＼隘路でう

まく行つておらん、そこで自然そういう発行の規制上非常に困難があるのであります。こういうものについては、そういう場合においても優位に扱つてもらえるかどうか、これも大蔵省からも知れませんが、一つ通産省から代つて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(石原武夫君) 只今お話のように、起債市場或いは株式証券市場等は非常に御指摘のように隘路で、会社の希望通りのなか／＼増資、起債ができないことはよく承知しておりますが、今の社債市場につきましても、これは日銀等を中心で社債の毎月の枠及び具体的内容をきめていらつしやいますが、その辺は今我々もいたしまして、できるだけ十分事務的な連絡をとりまして、優先的に取上げてもらうようにやつております。今後ともそういう方法で進めて行きたいと考えております。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうしますと、融資を簡便書のようにお尋ねしたのであります。今度問題を転じまして、この設備の近代化のために機械等を取替する、そういう場合に海外から輸入することが考えられると思うのであります。又これに頼ることが突際多からうと思ひます。輸入も新しい品物のみならず、中古品を輸入するといふことも行われると思うのであります。そういう場合において、そのライセンスですが、輸入の許可等について、或いは信用状を立てることなどについて優位に便宜が與えられてもらえるかどうかといふことをお尋ね申上げたいと思ふのであります。

○政府委員(石原武夫君) 現在も輸入機械につきましても、主として殆んど

大部分が替割当をいたしておりますので、これは通産省でやつておりますが、個々の業者の申請を十分検討いたしまして、企業合理化或いは近代化等に必要機械の輸入については優先的に取上げてやつておるような状況でございまして、今後これらの法律が実施いたされれば、こういう法律の趣旨に従つて、さような運用を優先的に考へて行きたいと考えております。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そこでまあ決着をすくしてしまえば別であります。私どもでもできればそういう機械のものについても長期に安定した外資導入ができないことは、メーカーその他から或いは向うのエキスポ・インポート・バンクから一時の借入をして、それを払つておいて一年、二年の後にこれを返済して行こう、或いは必要があれば、又優位な会社であれば外資の導入というものにも本格的なものを持つて行こう、こういうことが必要にやないかと思ふのであります。それについてどうも私も若干の経験があるものであります。いさ／＼隘路がある、まあ講和の問題とか、日本の経済の安定の問題は別としますが、実機を日本に入れた、そして一時一年なり、二年なり或いは三年なりお貸ししてもいい、或いはアメリカのエキスポ・インポート・バンクが、これを資金のことを考えてもいい、こういうような問題も起るのであります。その場合において問題になるのは、日本政府の保証或いは代行保証が必要だといふことがいつも起つて来るのであります。日本政府自身が保証するといふことは憲法上その他でなか／＼むずかしい、そうすると、代行機関が保証

するといふことが先ず考えられるのであります。ところでこの代行機関としては保証のことができないです。輸出銀行は日本にありますけれども、それは輸入であり、而もそれを保証するといふ制度はありませんから、これもできない。開発銀行は折角でございましたけれども、この種の保証をするといふことは非常に必要だと思ふのであります。併しこの規定ではできないのであります。併しこういう機械を日本がすぐ代金を払わなくて、日本に入れ、日本の立直り、企業の合理化に資するといふことができるについては、何かこの政府の代行機関の保証、私できれば開発銀行の保証というやうな途を付けて頂くと非常に結構じやないか、又これは急務じやないかと思ふのです。この法律ができれば、開発銀行の一部改正の中にそういうものも入つてゐるかと思ふ。私には思つたのであります。それが何もないのであります。政府としてはどういうお考えでしようか。

○政府委員(石原武夫君) これも大蔵当局の御所管になります。通産省といたしましては、只今御指摘のように、外資を入れます場合に外貨面については保証制度ができております。単純なる金銭貸借については保証制度がございせんので、その点にまだ一つ問題の点が残つております。これは本通商国会に多分外資法の改正として、その点の解決をされるように目下政府部内で立案中であります。その次に只今お尋ねのアメリカの輸出入銀行等から資金を借ります場合にございましては、政府又は代行機関の保証を要することになつておまして、又それ以外にも一つ民間でケースがございま

して、民間の銀行の保証を要求して来ておつた例もございまして、それらにつきましては、現在さような制度がないために、話がなか／＼進みません。で、その点は只今御指摘のように開発銀行でありますとか、或いは輸出銀行を多少改組するやうなチャンスがございまして、今の輸出銀行にやらすか、いすれかにさような外資の入つて参りました場合の保証の業務ができるように改正したいといふことで、通産省としては、さような方法で研究をし、大蔵省とも御連絡して是非この国会に実現させたいと考えております。

○委員外議員(栗栖勉夫君) 今私にお尋ねしようと思ひましたところが、すでに御答弁になりましたが、この外資の導入の場合に、技術とか、或いは或る産業に投資をする場合については、外資による元利金の支払の保証制度があるわけでありまして、併しそうでない純然たる例えはアメリカのエキスポ・インポート・バンクから借入れをするという場合には、一年以内でないと外貨の保証がないわけでありまして、これは今お話のように、外資法の改正をして保証の途を立てて頂きたい、こう思つておるわけでありまして、それから最後ですが、大体さういふ機械を入れます場合に、輸入税と言いますか、関税と言いますか、その減免というものについての現行法の状況及び将来について、更に下げようというやうなお気持があるか、ないか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) 機械の輸入につきましても、関税定率法の附則におきまして、一年を限りまして、所定

の機械の輸入税の免除を行なつております。これは一年の期限が付いておりますので、多分三、四月に期間が切れることに相成ると思ひますが、これは大蔵省のほうで御検討中で、税制課長がお見えになつておりますから、更に御説明があるかわかりませんが……。

○委員外議員(栗栖勉夫君) ほんの簡條書を書いてこういふようなお尋ねをしましたが、大蔵省からも所管の政府委員のかたが全部出揃つておらんやうであります。一つ政府としても、提案者としてもお伝えを願つて、今列挙いたしましたやうなものをこれに関連して実行して頂かないと実効が上らんのじやないかと思つた次第であります。どうも委員外で長いこと時間をとりまして有難うございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) ほかにありませんか。

○古池信三君 簡単なことを一、二お尋ねしたいのですが、機械設備の近代化ということになると、自然に大企業に片寄る弊があると思つたのであります。もとより大企業の設備近代化は非常に必要なことでありますけれども、併し日本の国情としましては、これを並行して中小企業の合理化、近代化ということも大いに促進して行かなければならぬと思つたのであります。本法においては第六章におきまして中小企業の調査診断の規定が掲げられておるのであります。これは調査診断を行なつてその改善に関する勧告をすることになつておりますが、勧告しつつ放しで、その効果について果して合理化されるや否や、近代化されたかどうかというこの確認は一体どういふ方法で

なされるのでありますでしょうか、これを一つお伺いしたいと思います。

○説明員(小出榮一君) 只今中小企業の診断をいたしました以後における合理化の効果をどういふふうにして確認するかというお尋ねでございますが、この点はお話の通り、診断をしただけでは勿論意味がないわけでありまして、診断はいわば健康診断みたいなものであります。どこに経営上の欠陥があるか、どの部分を合理化すべきかということを先ず発見いたしましたして、それにはどういふ手段をとつて今後改善し、効果を進めて行くべきかということまでを一応診断するわけでございます。その場合におきましても、あまり理想的なことばかり申し上げても、相手が中小企業でございしますもので、なか／＼その通り実現ができませんので、その企業の資金状態、その他いろいろ実態を脱み、できるだけ実現のできる範囲内におきまして、或る程度の診断を勧告をいたしております。

そのういたしまして、勧告をいたした以後におきまして、これは一応の勧告に過ぎませんので、果してその企業がその勧告の通りに行かうかどうか、又それを実施するにつかまして、企業だけの力で実現できるかどうかというところにつきましては、その以後におきまして絶えず何回か診断をいたすこともございします。或いは随時に各診断員がその工場に参りまして指導もしております。又その勧告を行ひました結果、例えば金融の斡旋をしなければならぬ、乃至は協同組合の組織を通じまして新しい設備をしなければならぬというふうな問題も起きて来ると思ひますし、乃至は技術上の指導をする

という面もありますので、それ／＼の診断の結果に基づきまして、爾後そういった具体的な対策のほうにできるだけの関連を持たせてやつてもらふ、こういう実情であります。

○古池信三君 大体御説明は了承いたしましたのでありますが、結局勧告を受けましても、又その勧告の趣旨が非常に結構であるというところを痛感いたしました。現在のような状態では、中小企業者の自力で以て設備の改善或いは取替をするというやうなことはなかなかできにくいのが実情であると思ひます。従つてさういふ場合にございましては、特にこの金融関係の面などにおきまして、政府は特段の方法を講ずる、或いは又共同設備でもするやうな場合には、これに相当な補助金を従来以上に與へて行くというやうなことを、この本法が成立いたしました際には、さういふやうなことに付いて特別にお考えがあるかどうかもう一度お伺いしたいと思います。

○説明員(小出榮一君) 御指摘の通り、この合理化法が仮に成立いたしました際には、中小企業の面におきましては、特に合理化を強力に推進いたしますために、どうしても企業者の自己資金では、或いは金融ベースに乗りにくい企業がございします。で、できるだけ政府資金等を中小企業金融方面に導入いたしまして、或いは又協同組合の共同設備に対する国庫の補助金、本年も約二億円ほど計上いたしておりますが、来年におきましても、できるだけそれを多額の補助金を計上いたしたい、かように考えております。これらの措置によりまして、中小企業の協同組合との組織を通じまし

ての合理化を極力進めて参りたい、かように考えております。

○古池信三君 それからもう一つお尋ねしたいのは、調査診断を行いますのは地方の公共団体がやる建前になつておると思つたのであります。然るに都道府県或いは大都市におきましても、中には必ずしもそれ／＼の各種中小企業の専門の指導員と申しますか、或いは技術者と申しますか、さういふ人がどの府県にも揃つておるとは限るまいと思つたのであります。さういふやうな場合には、仮にさういふ専門家の揃つた公益法人などがございしますならば、さういふ公益法人を監督しながら、それによつて中小企業の調査診断を行わせ、自然経費の要する場合にば、その経費の一部を政府が補助するというやうなお考えはないのであります。さういふこの機会にちよつとお尋ねをして置きたいと思ひます。

○説明員(小出榮一君) 中小企業の診断でございしますので、工場側から報酬をとつて診断するということもできませんので、まあ言わば無料でサービスをするという恰好になりますので、自然地方公共団体の職員を現在は動員してゐるやうな状態でございしますが、お話の通り、専門的な診断、能率の研究をし、工場の診断を行なつております団体も現在ございまして、すでに日本経営士会でありまして、日本技術士会というやうな団体が法人組織でございしておりますが、これらはいずれも専門的な能率診断等を職業としてやつておいでになる実際の権威者のかた／＼、報酬をやはり必要とするわけでございます。従いまして中小企業の診断にこれ

らのかた／＼を直接動員するということは甚だ困難でございまして、現在は先ず各府県の職員を診断員といたしまして、その診断員の診断技術と申しますか、診断能力というものを高めすために、さういつた各権威者のお集まりのかた／＼に講師として出て頂きまして、講習会その他の指導によりまして、各府県の職員を教育をいたして、かような関係にございします。そこで今お話のこの法案の成立を機会といたしまして、中小企業の診断を専門に行つた公益法人的な団体を作つて行つたらどうかというお話でございますが、これらの点につきましては、実はまだはつきりした考えを具体的に持つてゐるわけではございませんので、何らか若し各府県の中小企業診断員のレベルが向上いたしまして、相当充実をいたして参ります機会を捉えまして、中小企業の診断を中心といたします何らかさういふ診断指導者の集まりと申しますか、さういふやうなものの組織化というやうなことにつきまして、だん／＼と研究して参りたいと思ひます。実は内々考へておるやうな次第でございます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと私から泉税制課長にお尋ねいたしますが、先般大蔵委員であります小林君から資料提出の要求があつてまだお出しになりませんので、今日の審議におきましても甚だ困るのでございしますが、明日までにできますか。

○説明員(泉美之松君) ちよつとむずかしいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 提案者から資料についてお話があるそうです。

○衆議院議員(中村純一君) 御要求の

資料のことでございますが、先ほど申上げましたように、これは目下各産業所管庁と大蔵省との間において検討をいたしておりますのが現実の状態であります。そしてまだ最終的には、予算全般とも関連をいたしますので、只今のところその御要求のような資料を出せと言われても事実甚だ困る状況にあります。そこでちよつと……。

○委員長(竹中七郎君) 速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて……。では一つ提案者もお考えを願うということにいたしまして、本日はこの程度で散会いたしましたして、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、企業合理化促進法案(案)(第十二回国会継続)(予備審査のため)
の付託は十一月二十六日

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律

左に掲げる命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

電氣事業再編成令(昭和二十五年政令第三百四十二号)

公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

昭和二十七年一月十二日印刷

昭和二十七年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所